

○西知多保護区保護司会大府支部補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、更生保護団体が更生保護事業に要する経費を補助金として交付することによって、福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は西知多保護区保護司会大府支部（以下「補助対象団体」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が行う更生保護事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち別表に定めるものとする。

(補助金交付額)

第5条 補助金の交付額は、各年度予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付手続等)

第6条 補助金の交付手続等については、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）によるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	細分類	内容
報償費	講師等謝礼	講師等への謝礼
	記念品等	参加者への記念品等
旅費		補助対象事業を実施するために必要な交通費等
需用費	消耗品費	補助対象事業に必要な物品の購入に要する経費 （当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	食糧費	補助対象事業、研修会等に直接必要とされる食糧費
	印刷製本費	補助対象事業で使用するパンフレット等の印刷製本に要する経費
役務費		補助対象事業の実施に必要な通信運搬費、手数料又は保険料
使用料及び賃借料		補助対象事業を行うために必要な場所、自動車、機器、著作権等の使用料又は借上料及び有料道路通行料
研修費		補助対象事業を行うために必要な研修費
備品購入費		補助対象事業で使用する備品の購入費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
負担金		役員交流会等への負担金
その他		上記以外の経費で、事業の実施に必要と認められる経費